

# 17世紀初頭リューベックにおける「市参事会員選挙 と市参事会官職の新規割り当て」儀式

池田利昭

## 1. はじめに

リューベックでは宗教改革以降、16世紀の過程を通じて新しい政治的秩序が形成される<sup>1)</sup>。それは、市参事会と市民との相互関係を特徴としていた。市参事会は「お上」「最上位のコレギウム」として都市全体を拘束する政治的決定を行う権限を有していたものの、最終的な政治的決定にいたる過程において市民の政治的意見を大幅に取り入れた。その際に重要なのは、リューベック市民が、この市参事会との政治的交渉過程に如何なる形態で参加したかである。市民は、相互に明確に序列化された市民コレギウムの成員として、自らが属するコレギウムを通じて政治的交渉過程に参加した。この過程は市参事会のインシアティブによって複雑に組織化され、段階づけられており、市民はそこにコレギウムという単位で分割されて参加したのである。

筆者は、前稿<sup>2)</sup>においてフィリップ・ホフマンの研究成果を参照しつつ、リューベック市長ハインリヒ・ブローケス（1567～1623年）の『日記』の記述に拠りながら、1613年に増税をめぐる行われた市参事会と市民コレギウム<sup>3)</sup>との交渉過程を検討し、上述の政治的秩序を明らかにした。本稿では課題を設定する前に、まず導入としてこの交渉過程においてブローケスが各市民コレギウムの代表（＝長老）に対して、市参事会こそが「お上」であり、「最上位のコレギウム」であることを強調している<sup>4)</sup>点に着目したい。

強調の理由は2つ考えられる。1つは近年の研究<sup>5)</sup>が明らかにしつつあるように、リューベック市参事会が市民から際立った、「お上」的地位を獲得した時期は、かつて法制・国制史が想定したよりも遅く、宗教改革の導入とその余

波であるヴレンヴェヴァーの乱の終結（1535年）以降、16世紀の過程を通じてである、ということである。すなわちブローケスが市長として活躍した時代（1609～23年）は、市参事会がそのような地位を獲得してまだ日が浅かった、と考えられる。15世紀初頭から宗教改革による動揺期までは、市参事会ではなく、市民集会 *Bürgerversammlung* が都市の政治的意思形成と決定の中心的な場であった。市民集会は都市にとって重要な局面において不規則に、市民のイニシアティブによって開催され、政治的決定の最上位の機関として機能した。それに対して市参事会はその行動において、市民集会の意思と決定に縛られる存在であった<sup>6)</sup>。

他の1つは、ブローケスがまさに市参事会を「最上位のコレギウム」とした点にある。すなわち市参事会も他の市民コレギウムと同様にコレギウムだということである。この点をよりよく理解するためには、かつてオットー・ブルナーが、近世ドイツ都市における市民騒擾を、市参事会と市民との「主権」をめぐる対立として捉えたことを思い起こす必要がある<sup>7)</sup>。それに関連して、彼の弟子ユルゲン・アッシュは、17世紀リューベックにおける市参事会と市民の対立を、ボダンの信奉者とアルトウジウスのそれとの対立として捉え、そこに近代的な政治理論の早期の流入を見出した<sup>8)</sup>。しかし現実には、かかる理論の影響は大きくなかったように見える。騒擾を終結させた1669年の市民協定に「主権」は登場せず、結局のところ市参事会と市民との対立は、両者による権力の共有による調和という、アリストテレス理論に拠った混合政体に着地したからである。

このように17世紀初頭のリューベック市参事会は、「お上」としての地位を獲得したものの、それは何らみずから専権として要求するものではなく、数あるコレギウムのなかの最上位のそれとして主張していたのである。市長ブローケスが、市参事会のイニシアティブと最終決定権を強調しなければならなかった背景には、このような状況があったと考えられる。だとすれば、彼の念頭には、市参事会の「お上」としての地位をいかに安定化させるかという問題があったと想像することは難しくない。事実まさにこの時期、1613年にブローケスは、中世以来慣習的に受け継がれてきた「市参事会員選挙・市参事会官職

新規制り当て」儀式の進行を明文化した。この、構成員の選出と官職の配分という組織の根幹にかかわる内部規律の明文化は、儀式進行の厳密化と安定化を通じて、市参事会の権威を内外に誇示し、その権力の正当化に資するはずであった。

そこで本稿では、ブローケスによって明文化された儀式進行を分析することにより、彼が、いかにして市参事会の「お上」を正当化しようとしたのか、という問題を検討したい。従来の「市参事会員選挙・市参事会官職新規制り当て」儀式の研究では、ブローケスが明文化した儀式と、それ以前の記録から断片的に再現できる儀式が時代の相違にもかかわらず、区別されることなく取り扱われ、ブローケスによる17世紀初頭の明文化の歴史的コンテクストを重視する姿勢が欠けていた<sup>9)</sup>。それに対して近年ルート・シリリングは、明文化の意味を、選挙結果の正当化が、選挙手続きの透明性と規則性を通じて実現されるようになる、近世における政治的決定の合理化の一端として理解することを試みている<sup>10)</sup>。筆者には、かかる近世の根本的過程との関連において儀式を検討する用意はない。本稿ではただブローケスがリュウベック市長として活動した時期（1609～23年）とその前後に時代を限定し、本稿冒頭で述べた政治的秩序の形成との関連において上記の課題を検討する。

ブローケスが1613年に明文化した儀式進行は、その後18世紀にいたるまで何度も書き写された<sup>11)</sup>。本稿ではブローケス自身による記録を直接参照することはできなかったので、1712年に死亡したリュウベック市長オットー・ブローケスが書き写したと考えられる『前世紀初頭に市参事会の入れ替えはどのように行われていたのか、についての報告』<sup>12)</sup>（以下、『報告』と略記）を参照する。ただし上記ルート・シリリングの研究ではハインリヒ・ブローケスによる記録が一部直接引用されており、その部分に関しては、本稿でも用いる。

以下ではまず第2節において、リュウベックの市参事会員選挙と市参事会官職新規制り当ての制度を概観し、続いて第3節では「市参事会員選挙・市参事会官職新規制り当て」儀式の進行を見通し、第4節では上記の課題を検討するために幾つかの論点を提示する。

## 2. 市参事会員選挙と市参事会官職新規割り当て

史料上1201年にはじめて確認されるリューベック市参事会は、当初市民集会によってその構成員が選出されたと考えられている<sup>13)</sup>。ただし遠隔地商業によって繁栄する当市の経済状況に対応して、最初から市民集会は遠隔地商人の意向に従っていた。やがて遠隔地商人に市参事会員の選出が委ねられるようになるが、そこで行われたのが、自己補充による選出であった。自己補充は、はやくも1230年代か40年代には国制上の慣習として定着したと考えられている。

選挙は13世紀末頃までには毎年2月22日（聖ペトロの使徒座の祝日）に行われるようになった。この選挙の実態はきわめて形式的であった。2年間の現任を終えた市参事会員が市参事会から離れた後、市長1名を含む数名の市参事会員が「選挙人」として、1年間現任を退いていた市参事会員を「新たに」選出した。すなわち市参事会員は3グループに分かれて、2年間現任を務めた後、1年間休むというローテーションを組んでいた。現任の2グループにより構成される市参事会は「現任市参事会 *der sitzende Rat*」と呼ばれた。現任を離れ（＝「休息年 *Freijahr*」をとり）、その間各々が生業＝商取引に専念する1グループは「旧市参事会 *der alte Rat*」と呼ばれた。旧市参事会の成員は、再び現任市参事会に選出されるのが原則であったが、13世紀にはまだ、前の現任期間中に適格性を欠くと判断された者が次の選挙の際に選ばれないケースも見られた。しかし14世紀以降終身制が定着していく。その結果、真の意味での新市参事会員の選出は、一般的に死亡、没落、他所への転出による「欠員」が出た場合にのみ行われるようになった。ただし市参事会の定員は中世～近世前期を通じて定められておらず、委員の数はその時々で大きく変動したので（13～32人）、「欠員」の概念も曖昧であった。ようやく1669年の「市民協定 *Bürgerrezeß*」で16人の市参事会員と4人の市長と定められた。

市長 *Bürgermeister* は市参事会の指導者であった<sup>14)</sup>。すでに1230～40年代の史料に市長に関する言及が見られる。市長は市参事会員によって選ばれ、終身その地位にあったが、形式的に毎年再選される必要があった。もともと市長は2名置かれたが、1300年頃から4名に増員された。そのうち3名が1年交替の輪番制で以下のような役割を担った。2名の市長は、それぞれ市参事会の

「午前の会議 Vormittagssitzungen」と「午後の会議 Nachmittagssitzungen」の議長を務めたが、序列は前者が上であった（第1、第2市長）。第2市長は市の上級裁判を主催した。第3市長は「休息年」の市長であり、通常前年の第1市長が就いた。1年間行政的職務からは解放されるが、市参事会の会議への出席義務があった。第4市長は、このローテーションから外れた、いわば予備市長で、通常は財務局 Kämmeri の責任者を務めているが、上位の市長が死去した際に、「午後の会議」の議長に就くことになっていた。

市参事会員の「選挙」（欠員補充を除けば、形式的「再選」）と同日の2月22日に、市参事会官職（＝市参事会員が就任する官職）が再選された現任市参事会員に新たに割り当てられた（＝市参事会官職の「新規割り当て」）。最重要の市参事会官職は五「大官職」と呼ばれ、財務局長官 Kämmeriherren、ワイン長官 Weinherren、裁判長官 Richterherren、ヴェッテヘレン Wetteherren、厩舎長官 Marstallherren がそれに相当した<sup>15)</sup>。これらの官職にはそれぞれ2名の現任市参事会員が任命された。財務局長官は市の財政を管轄し、ワイン長官は、市参事会のワイン貯蔵室を管理し、また市によるワイン独占取引を管轄した。裁判長官は市の下級裁判を主催した。ヴェッテヘレンは営業、市場、手工業アムト、港、道路、ポリツァイ事案に対する監督に責任を負った。厩舎長官は、市の厩舎の馬と武器を管理し、騎馬傭兵部隊に対する命令権を持っていたが、それらに加え、リュウベック市の支配の及ぶ市外領域におけるポリツァイと裁判も管轄するようになった。これら五「大官職」と並んで、同様に市参事会員が就く、財産税長官、間接税長官、建築長官などの多数の「小官職」があった。

以上の市参事会官職の他に、市の行政・司法に従事した非市参事会員の「市参事会役人」が存在した。市参事会法律顧問、市参事会秘書、建築頭、市場管理官、市参事会従者、市参事会献酌人、裁判書記、主馬頭、主計長、市庁舎鍵番、ホルステン門の関税官、執行役人頭などがそれで、彼らは後述の儀式進行においても一定の役割を担っている。彼らは原則毎年交替する市参事会官職保有者と異なり、一般に終身職として専門に行政・司法を担当する、有給役人であった。

以上の概観を踏まえた上で、ここで確認すれば、本稿で検討する儀式とは、毎年2月22日（及び23日）に行われる、「休息年」に入る市参事会員の「退任」、「休息年」を終えた市参事会員の形式的「再選」および市参事会員への市参事会官職の「新規割り当て」の儀式である。当時の史料では「退任」「再選」「新規割り当て」は合わせて *Setzung/Umsetzung* と呼ばれている。本稿ではそれに（市参事会の）「入れ替え」という訳語を当てたい。

### 3. 市参事会の「入れ替え」儀式の進行

「入れ替え」儀式は、以下で明らかにされるように、厳密なタイムスケジュールに従って進行した。

#### (1) 準備段階

「毎年、市参事会が聖ペテロの使徒座の日（2月22日）に入れ替えられる際、以下に続く儀式が見られる *Wann jährlich der Rath auf Petri umgesetzt wird, werden dabei folgende Ceremonien beobachtet*<sup>16)</sup> という文章ではじまる、オットー・ブローケスの『報告』によれば、準備段階は聖母マリアお清めの日（2月2日）の後の最初の木曜日（2月3日～9日）にはじまる。その日4人の市長は書記局 *Kanzlei* に集まり、次年度における市参事会の3グループの構成員と市参事会官職の割り当てについて議論し、決定した。最新参市長がこの決定を記録し、正式の文書にして他の市長に送ることになっていた<sup>17)</sup>。この決定は、翌々日（土曜日）の午前にかれる市参事会会議の最後に、この会議の議長の最古参市長によって読み上げられ、最新参市参事会員によって記録された<sup>18)</sup>。読み上げが終了すると直ちに休息年を取得中の市長は、彼が率いる市参事会員（＝「旧市参事会」）とともに市庁舎を離れ、帰宅した。そして彼らは、「入れ替え」儀式が行われる2月22日までは市庁舎に現れないことになっていた<sup>19)</sup>。

その後「入れ替え」の日まですべての日曜日に市内のすべての教会の説教壇から、「入れ替え」が予告されまた祈祷が捧げられた。これによって、都市と市参事会にとって重要なこのイベントの準備段階に宗教上の是認が与えられとされた<sup>20)</sup>。このようにして儀式当日に向けての準備が整えられた。

それでは、上記の会議で最古参市長によって読み上げられる市参事会の3グループは、いかなる原則に基づいて構成されるのか。この点についてハインリヒ・ブローケスは以下のように説明している。

第1の3分の1（＝第1グループ）〔（ ）内筆者補足、以下同様〕は、「午前の会議」に引き続き留まるか、あるいは（新たに）そこに加わる（第1）市長が受け持つ。〔…〕第1の3分の1に属する市参事会員は（この市長以外に）〔…〕、（最新参市長＝第4市長および）将来（＝次年度）の最古参財務局長官、最古参ワイン長官、最古参裁判長官、最古参ヴェッテヘル、最古参既舎長官である。他の（＝第2の）3分の1（＝第2グループ）は、「午後の会議」に引き続き留まるか、あるいは（新たに）そこに加わる市長が受け持つ。第2の3分の1に属する市参事会員は（この市長以外に）、将来（＝次年度）前述の（5つの）官職に就くことになる者の内、5人の最新参の方である。第3の3分の1（＝第3グループ）は、休息年を与えられる第3市長が受け持つ。第3の3分の1に属する市参事会員は（この市長以外に）、（前述の5つの）大市参事会官職に就かず、以下の小市参事会官職に就く（残りの）すべての市参事会員である<sup>21)</sup>。

すでに述べたように、リューベック市参事会は3グループに分かれていた。ハインリヒ・ブローケスの説明によれば、第1グループを構成するのは、午前の会議の議長を務める市長、最新参の市長（＝第4市長、16世紀半ば以降財務局の議長を兼任）、各2名任命される五「大官職」（財務局長官、ワイン長官、裁判長官、ヴェッテヘレン、既舎長官）のうちの、それぞれの古参の者であった。第2グループは、午後の会議の議長を務める市長、上記の5つの長官のうち、それぞれの新参の者から構成された。そして第3グループは休息年の市長、五「大官職」に就かず、第2節で言及したような「小官職」に就く、その他の市参事会員から構成された。

以上のハインリヒ・ブローケスの記述が示すのは、（最）古参、（最）新参といった市参事会員としてのキャリアの長さとお職割り当ての密接な関連である。この点に関しては第4節で改めて検討する。

## (2) 儀式1日目

### ①会計監査<sup>22)</sup>

「入れ替え」儀式は2日間続くが、初日は会計監査から始まる。2月22日の朝8時に、現年度の第1および第2市長はそれぞれ市参事会の第1、第2グループとともにマリア教会 Marienkirche に集まり、そこからマリア教会の鐘が鳴るなか市庁舎の一部を構成する「長屋 das lange Haus」に向けて行列をつくって移動した。そこで財務局、市参事会のワインケラー、ワインケラーに付置された市参事会薬局の現年度決算が読み上げられ、続いて第1市長が、都市法に従ってその年度中に公的な事柄に関わり贈り物を受け取らなかったこと、また都市の自由と権利を損ない、減少させ、弱めなかったことを宣誓した。その後、出席のすべての市長、市参事会員は同様の宣誓を行わなければならなかった。

### ② Bursprake (Bürgersprache)<sup>23)</sup>

正午には、第1、第2市長および第1、第2グループの市参事会員はマルクトを見おろす市庁舎のバルコニーへ向かい、そこで Bursprake を行った。Bursprake とは、市参事会の法令が市民に向けて読み上げられる儀式で、それを通じて市参事会は既存の法令を市民に思い起こさせるとともに、新たに制定された法令を肝に銘じさせた。当時 Bursprake は年に4度行われ、そのうち1回は聖ペテロの使徒座の日に行われ、「入れ替え」の儀式と組み合わせられた。すなわち執行役人頭 Fronmeister に導かれて、市参事会員はバルコニーの開け放たれた窓の内側に序列に従って並び、その一方で執行吏 Frongeselle は木製の棍棒で木板をたたいてマルクトに集まった市民に沈黙を命じると、ペテロ教会とマリア教会の鐘が Bursprake の開始を告げた。書記官が市参事会の法令を読み上げ、市長がそれを大声で復唱することに続いて、「入れ替え」の責任者である3名の市長・市参事会員が市民に公表された。

この3名の選出基準もまた官職と年功であった。すなわち休息年を終え、新年度に「午後の会議」を受け持つ市長(=新年度の第2市長)、新年度の最新参の財務局長官(=新年度の第2グループの財務局長官)、新年度の最新参のワイン長官(=新年度の第2グループのワイン長官)である<sup>24)</sup>。



### ③退任の儀式<sup>25)</sup>

この3名の市長・市参事会員の氏名の公表をもって、「入れ替え」儀式がはじまる。その後の儀式進行は、マリア教会から市庁舎への、舞台の移動によって特徴づけられる。

午後2時半にすべての市参事会員はマリア教会に集合する。そして3時になると2人の現年度市長は、「入れ替え」の責任者である上記の3名を除くすべての市参事会員とともに、マリア教会内陣の「短い円形椅子 *kurze Zirkelstühlen*」から市庁舎の *Neues Gemach*（今日の「戦争の間 *Kriegsstube*」）へ厳粛な列をなして移動した。彼らを市参事会法律顧問と市参事会秘書が迎えた。ここで市長および市参事会員1人1人に対して、市参事会のワインケラーから様々な種類のワインとパン・甘菓子が与えられた。

上述の市長、市参事会員がマリア教会を去るとすぐに、市参事会の「入れ替え」の責任者である3人は、マリア教会内陣の「長い円形椅子 *lange Zirkelstühlen*」から、市庁舎1階の市参事会広間に移動した。しかしそこにおいて彼らは、通常の市参事会員席ではなく、この時のために特別に用意された3つの椅子に腰かけた。彼らを、建築頭、市場管理官、最古参の市参事会従者が迎えた。そこで彼らは市長らによって起草された「入れ替え」案を点検し、市参事会のワインケラーから様々な種類のワインをサービスされた。

5時頃になるとまず、いまや休息年を取得することになった市長は、彼が率いた市参事会員のグループとともに市庁舎を去った。その際、市長は彼のグループの市参事会員に、各々は市参事会のワインケラーから1シュテューブヒェン（＝約3～4ℓ）のワインを要求する権利があること、各々は休息年中は、その市長が従者を通じて特別に招集しない限り、市参事会に来てはならないことを告知した。次いで次年度も引き続き会議を主催する市長は、*Neues Gemach* に集まっていた他の市参事会員とともに市庁舎を去り、そしてしばらくして、1階の市参事会広間に着座していた3人の市長・市参事会員も自宅に向かった。

### (3) 儀式2日目

#### ①新年度第2グループの「再選」と「新規割り当て」の儀式<sup>26)</sup>

翌日の朝、市参事会の「入れ替え」に責任を持つ3人は、マリア教会の「短い円形椅子」に並んだ。それに対して前年度に続き会議を主催する市長、すなわち新年度の第1市長は1人でマリア教会の「長い円形椅子」の最前列に立ち、他方で最新参の市長(=第4市長)と他の、新年度の第1、第2グループの市参事会員は、新年度の第1市長の後ろで、「長い円形椅子」の最後列に並んだ。

その後の進行は以下のようなものである。

「8時になると、市参事会の入れ替えの責任者である3人の市長・市参事会員は、(マリア教会の)短い円形椅子から市庁舎に向けて行進し、(市庁舎の一部の)長屋(2階の「獅子の間」)の1番下手の椅子に着席し *Wan es 8 geschlagen, gehen d 3 herren so den Rath setzen, auß dem kurtz Cirkelstuele zu Rathhause und setzen sich aber auff das lange hauß, auff die unterste bancke*」<sup>27)</sup>、そしてこの3人のうちの市長は、彼が率いるグループ(=新年度の第2グループ)のなかで、まだマリア教会に控えている市参事会員を呼び出した。そこでまず「最新参裁判長官 *d jungste Richterherre*」が市参事会献酌人を通じて呼び出され——呼び出しに応じなかった場合は10銀マルクの罰金が科される——、彼が現れると、彼は「最新参市参事会員 *dem Jüngsten herrn*」(=新年度の最新参ワイン長官)によって出迎えられ、「市長の後ろに立つよう *stellet er sich hinter dem Burgerm*」促された。すると市長は彼に「長椅子の左手に座るよう *er solle sich auff der lincken handt auff die lange banck setzen*」言った<sup>28)</sup>。そして市長は彼に、この良き都市の統治を助け、この都市に対して進んで多くの責任を持ち、女性と子供にとって福利になるようにこの都市を導くよう勧告した。続いて市長は「最新参ヴェッテヘル *d Jüngste wetteherr*」を裁判書記を通じて呼び出し、さらに「最新参厩舎長官 *der Jüngste Stalherr*」を主馬頭を通じて呼び出し、同様に個別に長椅子の左手に座るように指示し、個別に同様の勧告を行った。

こうして新年度新たに会議を主催する市長(=第2市長)に率いられる5人の市参事会員がそろった後、この市長は今度は新年度も引き続き会議を主催す

る市長を主計長を通じて、最新参市長（＝第4市長）を建築頭を通じて、最古参財務局長官を市庁舎鍵番を通じて、最古参ワイン長官を市場管理官を通じて、最古参裁判長官をホルステン門の関税官を通じて、最古参ヴェッテヘルを最古参の市参事会従者を通じて、そして最古参既舎長官を市参事会献酌人を通じて呼び出した。

## ②市長の再任<sup>29)</sup>

かくしてマリア教会に待機していたすべての市長と市参事会員が「長屋」に現れ、新年度の第2グループは長椅子の左手に、新年度の第1グループは長椅子の右手に着座した。そこで第2グループの財務局長官が、市長を除く「入れ替え」責任者の中の最古参として、2人の市長——1人は「午前の会議」を主催し（＝第1グループを率いる）、他の1人は「午後の会議」を主催する（＝第2グループを率いる）——を任命する必要があるため、その場にいる2人の最古参の市長（＝第1、第2市長）に任命手続きの間、市庁舎2階の「聴聞室 Hörkammer」へ退くことを要求した。2人が退いた後、第2グループの財務局長官は、市参事会員に対して、指名された2人が、新年度の会議を主催する市長として認められるべきか否かを問うた。賛否の意思表示が行われ、賛成で一致すると、2人の市長が再び現れた。承認された2人は会議を主催する市長職を引き受けることを表明し、「通常の市長席である、上段の椅子に着座し、続いて最古参市長は、市参事会員も是非、各自の通常の席に着くよう述べた *setzen sie sich oben auf die Bank in ihre gewöhnliche Stelle, und saget alsdann der Aelteste im Wort, daß sich die Herren des Rathes auf ihre gewöhnliche Stelle auch setzen wollen*」<sup>30)</sup>。

## ③市参事会官職の任命<sup>31)</sup>

全てが着席すると、第1市長は昨日の会計監査に出席していなかった市参事会員、すなわち新たに現任に就いた市長（＝第2市長）および彼に率いられる市参事会員の3分の1（＝第2グループ）に、昨年の市の業務遂行に関して身の潔白を宣誓するよう要求した。これが終わると、第1市長は、印章長官

Siegelherrn と五「大官職」の任命に移った。第1市長は、最初に印章長官を聴聞室に退かせ、続いて財務局長官、ワイン長官、裁判長官、ヴェツテヘレン、厩舎長官をそれぞれ最古参、最新参の順で同様に聴聞室に退かせた。すべての任命が終わると、彼らに幸運、息災、健康、神の恩寵あれかしと祈念され、さらに各人がその職務において最善を尽くすよう訓戒がなされた。最後に、第1市長より、市長、財務局長官、ワイン長官は2シュテュープヒェンのワインを、他の市参事会員は1シュテュープヒェンのワインを市参事会のワインケラーから自由に要求できることが明らかにされた。

以上で2月22、23日の儀式を見てきたが、儀式はマリア教会と市庁舎との間での舞台の移動（この点に関しては第4節で検討する）、さらに市庁舎内での移動によって演出されていた。またマリア教会と市庁舎両方において明確な座席の秩序があり、特定の席に着くことは、参加者の、この儀式における特定の地位を明確にしていた。このような舞台の移動と座席の秩序を巧みに用いながら、市長職と市参事会官職のヒエラルヒーが可視化されていたと言える。すなわちマリア教会から市庁舎へと呼び出される順番、その際呼出し役を命じられる役人、教会内で待機する際の椅子（「長い円形椅子」「短い円形椅子」）、「長屋」での座席、「聴聞室」に退く順番等がすべて事細かに定められていたのである。

## 4. 論点

### (1) 市参事会官職の割り当て基準

本稿第3節(1)でも述べたが、「入れ替え」儀式の準備についてのハインリヒ・ブローケスの記述は、(最)古参、(最)新参といった市参事会員としてのキャリアの長さとは市参事会官職割り当てとの密接な関係を示している。ここでは、この点をまずブルンスの論考に拠りながらさらに検討する。ハインリヒ・ブローケスの記述においても確認されるように、五「大官職」は財務局長官を最上位として、ワイン長官、裁判長官、ヴェツテヘレン、厩舎長官の順に序列化されていた。さらに同じ官職でも、第1グループの官職にはより古参の市参事会員が就き、より新参の市参事会員が就く、第2グループのそれに対して上位

とされていた。そしてこれらの官職はかかる序列に基づいて、古参から新参の市参事会員へと、市参事会員としてのキャリアの長さを基準として割り当てられたのである。時代はやや遡るが、1例として1557年の割り当てを見てみよう。

市参事会員名	市参事会員への選出年	官職名
Hermann von Dorne	1535	財務局長官
Hinrich Koller	1537	休息年
Lambert von Dalen	1537	財務局長官
Albert Klever	1537	ワイン長官
Hinrich Brömse	1541	休息年
Andreas Busmann	1541	休息年
Paul Wibbeking	1544	ワイン長官
Bartolomäus Tinnappel	1544	裁判長官
Gottschalk von Wickede	1548	裁判長官
Johann Kone	1548	ヴェッテヘレン
Lambert Becker	1552	ヴェッテヘレン
Christoph Tode	1552	厩舎長官
Anton Lüdinghusen	1552	厩舎長官
Benedikt Slicker	1552	休息年

以上の表<sup>32)</sup>から、1557年には財務局長官を筆頭として序列化された五「大官職」が古参→新参の順に市参事会員に割り当てられていたことが読み取れる。

ところでブルンスによれば、リュウベック市参事会は当初から、このような原則を確立していたわけではなかった。例えば1406年以来市参事会員を務めていた Hermann Westfal は、1423年にはじめて財務局長官に就いたが、この時までには、1416年に市参事会員に選ばれた Johann von Hameln と Johann von Herfold はすでに何回か財務局長官に任命されていた<sup>33)</sup>。

ブルンスは、かかる状況が変化するのを1610～20年代とみなしている。1610年までは上述の原則に反した人事もみられる。それに対して1620年代以降はもはやみられない。この時期以降市参事会は、市参事会員としてのキャリアの長い委員から順に単純に財務局長官以下の五「大官職」のポストを割り振

るようになった。その際に市参事会員個々の知識や適性は考慮されなかった。このことは下級裁判を主催する裁判長官の人事についても同様で、任命される市参事会員が法学識者か商人かは全く考慮されなかった<sup>34)</sup>。

以上のブルンスの論考に基づけば、ハインリヒ・ブローケスがリュューベック市参事会の「入れ替え」儀式を明文化した時期（1613年）と官職割り当ての原則が確立した時期が一致していることになる。ブローケスによる明文化がかかる原則の確立を促したのか、あるいは逆にかかる原則の確立を踏まえた上で、ブローケスがそれを明文化したのか、筆者はそれを判断する材料を持ち合わせていない。しかし、いずれにせよ1610年代のリュューベック市参事会やブローケスに、市参事会官職割り当てに関する上記の原則を確立し、規律化する意図があったことは確かであろう。

それでは、かかる年功序列の原則の厳格な適用は、何を意図していたのだろうか。ルート・シリングの見解<sup>35)</sup>によれば、それは市参事会内におけるインフォーマルな集団形成を困難にすることを意図していた。年功という客観的な秩序基準を通じて機械的に官職を割り当てることによって、威信の高い官職がごく少数の家族や特定の利害集団に集中するのを妨げようとしたのである。また年功序列は市参事会員相互間の平等を強化した。なぜなら市参事会員としてのキャリアを重ねていく過程で、全ての市参事会員にさまざまな権限を行使する機会が与えられたからである。

このシリングの見解の意味をよりよく理解するためには、近年の中近世都市史研究が、都市の政治的秩序形成において親族関係、保護・被保護関係およびその他の公式・非公式の集団が果たす役割を強調している点に着目する必要がある。ルドルフ・シュレーグルによれば<sup>36)</sup>、これらの集団は、都市政治に携わる人物のリクルートから、都市全体を拘束する決定とその決定の実施にいたるまで強い影響を与えていた。すなわちかかる政治的プロセスの基礎的条件を、これらの集団が相互に織りなすインタラクティブな構造が生みだしていた、というものである。この点で注目されてきたのが、中世後期から近世にかけての寡頭制の進展とそれを基礎づけた政治勢力の生成との関係である。かかる政治勢力の生成は、親族関係によって規定されたエリート集団の形成と強固

に結びついていた。両者の結びつきは、中世後期から18世紀末にいたる都市史の基本的構成要素と考えられており、このことは、この時代各都市で幾度となく勃発した市参事会とゲマインデとの紛争が、実のところ都市の官職配分をめぐる、社会的エリート間の対立としておおよそ説明できることから裏付けられる。

ハインリヒ・ブローケスが市参事会員に選ばれる（1601年）きっかけとなった「ライザーの乱」（1599～1605年）<sup>37)</sup>も、このような性格を持つ騒擾の1つであった。ブローケスは、門閥のコレギウムであるツィルケルゲゼルシャフト出身の2人の市長（ディートリヒ・ブレームゼ、ゴットハルト・フォン・ヘーフェルン）が主導する、当時の市参事会に対抗するために、新興大商人中心のコレギウムである商人コンパニーから選ばれて<sup>38)</sup>、市民を代表する市民委員会（「50人委員会」）を結成（1599年）、その指導者の1人となった。その後の騒擾の経過について述べると、ツィルケルゲゼルシャフトの成員でありながら、市民委員会に対して宥和的な市長アレクサンダー・リュウネブルクの仲介に基づいて、新たに4人の市参事会員選挙が実施され、うち2名を市民委員会の構成員から選出することにより、市参事会と市民委員会との間で妥協が図られ、それによって騒擾は徐々に終息に向かうことになる。その際市民委員会からの2人のうち、1人がブローケスであった。ブローケスが選ばれた理由として、彼の妻は門閥リュウネブルク家の女性で、その後見人が上記アレクサンダー・リュウネブルクであったことが大きい<sup>39)</sup>。

このように「ライザーの乱」の一端を見ただけでも、ブローケスの政治的キャリアが、シュレーグルが示したような中近世都市の政治社会のなかで築かれたことは明らかであろう。ブローケスにとって重要なのは、親族関係によって規定されたエリート集団内の平和と一致であった。それは、「乱」後市の有力者層に仲間入りした自身の地位の保持のためでもあったろうし、市参事会支配の安定のためでもあった。なんとすれば、不和と不一致があからさまになれば、市参事会の「お上」の正当性に対して市民から大きな疑問が生じることは明らかだったからである。それを避けるための手段が先に検討したような客観的で機械的な市参事会官職の割り当て方法であり、その方法を儀式を通じて視

覚化することであった。それを通じて威信の高い官職がごく少数の家族や個人に集中するのを妨げ、政治的エリート集団内での平等を強化しようとしたのである<sup>40)</sup>。

## (2) マリア教会における儀式

つとに述べられているように、都市においては市民的共同体と宗教的共同体がひとつに重なっていた。それを示すように、都市の中央教会の建物は全都市生活の世俗的・宗教的中枢をなしていた<sup>41)</sup>。リューベックにおいてかかる役割を担っていたのは、市の南端にある司教座教会ではなく、中央にあるマリア教会であった。マリア教会はマルクトと市庁舎に隣接し、また有力商人家、すなわち市参事会員資格を有する家門の大部分がマリア教会の教区内に居を構えていた<sup>42)</sup>。これらのことから、この教区教会には特別な地位が与えられていた。市参事会は遅くとも1289年にこの教会に自らの礼拝堂である「市長礼拝堂 *Bürgermeisterkapelle*」を設置し、そこを市参事会が所有する金銀の財宝、特許状や法・権利関係の文書など、重要な証書の保管場所として用いていた<sup>43)</sup>。

このようなマリア教会を舞台にすでに中世後期から、市参事会の儀式が発達した。例えば週3日（水、金、土）午前と午後2回開かれる市参事会会議の前に市参事会員は必ず一旦マリア教会に集合し、そこから教会の鐘が鳴るなか、厳かに列をなして市庁舎の会議場へ移動した。アハスヴェール・フォン・プラントは、すでにみた「入れ替え」儀式の例を含め、市参事会員がマリア教会に集まり、その後鐘の鳴るなか市庁舎に行進する儀式をリューベックの国制的要素として重視している<sup>44)</sup>。

しかし中世後期においてはこのような市参事会の儀式は、マリア教会内の狭く限定された空間で行われていたことに注目する必要がある。プラントは、すでに15世紀に市参事会はマリア教会の聖堂内陣に専用の椅子を設置し、そこを舞台に儀式を展開したとしているが、これをマックス・ハッセは強く否定する。ハッセによれば、宗教改革の導入までは、聖堂内陣には聖体の秘跡のための椅子が並べられ、その使用权は司祭に留保されていた。したがって市参事会の儀式の際には、市参事会員は聖堂内陣後方の回廊の南側部分にある「市長礼



拝堂」に設置された椅子に集まっていた<sup>45)</sup>と言う。すなわち中世後期において市参事会はマリア教会において狭い範囲の境界を定め、その内側で自らの儀式を行っていたのである。その点においては他のコレギウムも同様であった。それらもマリア教会内に礼拝堂を持ち、そこで自分たちの儀式を挙行し、同様の存在感を示していたからである<sup>46)</sup>。

かかる状況は宗教改革を通じて根本的に変化した。聖堂参事会の権限と教会財産は市参事会に移管され、市参事会の教会支配は大幅に強化された。マリア教会の内部はプロテスタント式の礼拝のために整理・再配置された。説教が中心におかれるようになり、その結果大きな未使用空間が生まれた。聖体の秘跡が行われていた聖堂内陣の椅子も撤去され、その空間におそらく1591年から1600年の間に新たに市参事会員のための椅子が置かれた<sup>47)</sup>。上記「入れ替え」儀式においてしばしば登場するマリア教会の「短い円形椅子 *kurze Zirkelstühlen*」と「長い円形椅子 *lange Zirkelstühlen*」は聖堂内陣に置かれた市参事会員専用の椅子と考えられる。こうしてマリア教会の聖堂内陣を中心とした空間において新たに近世の市参事会の儀式が発展したのである。このようにして市参事会は他のコレギウムとの違いを顕示し、また神に任命された「お上」を演出しようとした<sup>48)</sup>。ハインリヒ・ブローケスによる1613年の「入れ替え」儀式の明文化は、それより少し前に生じた、以上のような変化を反映したものだだったのである。

## 5. おわりに

以上で毎年2月22、23日に行われる市参事会の「入れ替え」儀式を見てきた。そこから、リューベック市長ハインリヒ・ブローケスが儀式の詳細かつ綿密な明文化を通じて、この儀式に模範化された姿と固定化された形式を与え、それによって市参事会の「お上」としての正当性を強化しようとした意図を読み取ることができる。儀式の模範化と固定化は、一方で市参事会員に対する規律を強化し、他方でコレギウムとしての市参事会を、他の市民コレギウムに対して際立たせる、という2つの意図を持っていたと考えられる。以下、この2つの意図についてまとめて、本稿のおわりとしたい。

まず市参事会員に対する規律の強化は、市参事会員の振る舞いを、彼ら全員にとって予知可能な、そしてよりコントロールできる規範に従わせることによって、儀式から偶発性という危険を排除し、儀式が整然と実施されることをめざした。そのためには市参事会官職の割り当てにおいて年功序列の原則を徹底し、官職が高い規則性に従って割り当てられる必要があったのである。整然と実施される儀式は、都市エリート層内の一致と調和を内外に強くアピールし、それが市参事会の権威と「お上」としての正当性を高めることに資したと考えられる。

次に「入れ替え」儀式に見られる、市庁舎とマリア教会の象徴的な結びつきは、「最上位のコレギウム」「お上」としての市参事会の地位を明確に視覚化する効果が大きかったと考えられる。市参事会のみが、市の中心にある市庁舎とマリア教会の聖堂内陣で存在感を示すことができた。中世後期においては市参事会が教会内の構成・配置に介入する権利は限定されていたが、宗教改革を通じて強化された、市参事会の教会支配の結果として、市参事会は自らの儀式をマリア教会の聖堂内陣において発展させることが可能となった。これには「入れ替え」の手續きと結果に対する宗教的正当性を強化する効果があったと考えられる<sup>49)</sup>。

## 注

- 1) Vgl. Philip R. Hoffmann, Soziale Differenzierung und politische Integration. Zum Strukturwandel der politischen Ordnung in Lübeck (15.-17. Jahrhundert), in: Patrick Schmidt und Horst Carl (Hgg.), Stadtgemeinde und Ständegesellschaft. Formen der Integration und Distinktion in der frühneuzeitlichen Stadt, Berlin 2007, S. 166–197.
- 2) 池田利昭「17世紀初頭リュベックの政治的秩序」『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』第22号、2021年、189～207頁。
- 3) リュベックの市民コレギウムについては、池田「17世紀初頭リュベックの政治的秩序」、191～194頁を参照。
- 4) Carl Wilhelm Pauli, Aus dem Tagebuche des Lübeckischen Bürgermeisters Henrich Brokes, in: Zeitschrift des Vereins für Lübeckische Geschichte und Altertumskunde (=ZVLGA) 2, 1867, S. 254–296, hier: S. 260f.
- 5) Vgl. Rolf Hammel-Kiesow, Neue Aspekte zur Geschichte Lübecks: Von der

Jahrtausendwende bis zum Ende der Hansezeit. Die Lübecker Stadtgeschichtsforschung der letzten 10 Jahre (1988–1999), Teil 2: „Verfassungsgeschichte“, „Bürger, Rat und Kirche“, „Außenvertretung“ und „Weltwirtschaftspläne“, in: ZVLGA 80, 2000, S. 9–61 ; Hoffmann, Soziale Differenzierung und politische Integration, S. 181–191.

- 6) ちなみに市民集會に参加する市民は、史料において単に *menheid* (=Gemeinde) とのみ表記され、コレギウムのような社会集団ごとに分割されては現れない。すなわち、ここでの政治的コミュニケーションは、1600年頃の市参事会と市民コレギウムとのそれとは異なり、複雑に構造化されていなかった。Vgl., Hoffmann, Soziale Differenzierung und politische Integration.
- 7) Otto Brunner, Souveränitätsproplem und Sozialstruktur in den deutschen Reichsstädten der frühen Neuzeit, in: Ders. (Hg.), Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte, 3. unveränderte Aufl., Göttingen 1980, S. 294–321.
- 8) Vgl. Jürgen Asch, Rat und Bürgerschaft in Lübeck 1598–1669. Die verfassungsrechtlichen Auseinandersetzungen im 17. Jahrhundert und ihre sozialen Hintergründe, Lübeck 1961.
- 9) Friedrich Bruns, Der Lübecker Rat. Zusammensetzung, Ergänzung und Geschäftsführung von den Anfängen bis ins 19. Jahrhundert, in: ZVLGA 32, 1951, S. 1–69, hier: S. 26–33.
- 10) Ruth Schilling, Stadtrepublik und Selbstbehauptung. Venedig, Bremen, Hamburg und Lübeck im 16. und 17. Jahrhundert, Köln, Weimar, Wien 2012, S. 60f.
- 11) Schilling, Stadtrepublik und Selbstbehauptung, S. 75.
- 12) Otto Brokes, Bericht, wie es mit der Rathsssetzung am Anfange des vorigen Jahrhunderts gehalten ist, in: Neue Lübeckische Blätter 1837, S. 78–80.
- 13) 以下、市参事会員の選挙および市参事会のローテーションに関しては、Antjekathrin Graßmann (Hg.), Lübeckische Geschichte, 4. verbesserte und ergänzte Aufl., Lübeck 2008, S. 224–226 および稲元格「中世都市リュウベックの都市制度 Stadtverfassung—W. Ebel, Lübisches Recht I, 1971. に依拠しつつ—」『阪大法学』105、1978年、51～96頁、ここでは61～69頁を参照。
- 14) 以下、市長に関しては、Graßmann, Lübeckische Geschichte, S. 226 および稲元「中世都市リュウベックの都市制度 Stadtverfassung」63頁を参照。
- 15) 以下、リュウベックの官職については、Graßmann, Lübeckische Geschichte, S. 226f. および稲元「中世都市リュウベックの都市制度 Stadtverfassung」63～67頁を参照。
- 16) Otto Brokes, Bericht, S. 78.
- 17) Otto Brokes, Bericht, S. 78.
- 18) Otto Brokes, Bericht, S. 78.
- 19) Otto Brokes, Bericht, S. 79.

- 20) Vgl. Dietrich W. Poeck, *Rituale der Ratswahl. Zeichen und Zeremoniell der Ratssetzung in Europa, Köln, Weimar, Wien 2003*, S. 178.
- 21) Das erste drittentheil ist der Burgermeister so im vormittags werde bleibet oder dabey kumpt [...] seine Herren sein [...] der Eltiste Cämmerherr, eltiste weinherr, Richteherr, Wetteherr, Stallherr zukunfftig. Das ander drittentheil hat der Burgermeister so ins nachmittags wort bleibet oder darzu kumpt, seine herren sein die funff jungsten, so vorgedachten officieren kunfftig bedienen sollen. Das dritte drittentheil ist der Burgermeister so ein frey Jahr bekompt, seine Herren sein alle dieselbigen Rathspersonen, so keine großen officie bedienen, mit welchen folgendes die kleine officia besetzt worden. Zit. Schilling, *Stadtrepublik und Selbstbehauptung*, S. 82.
- 22) 会計監査に関しては、Otto Brokes, *Bericht*, S. 79およびBruns, *Der Lübecker Rat*, S. 29を参照。
- 23) Bursprake (Bürgersprache)については、Otto Brokes, *Bericht*, S. 79およびBruns, *Der Lübecker Rat*, S. 29を参照。
- 24) Vgl. Schilling, *Stadtrepublik und Selbstbehauptung*, S. 83.
- 25) 退任の儀式については、Otto Brokes, *Bericht*, S. 79およびBruns, *Der Lübecker Rat*, S. 29f.を参照。
- 26) 新年度第2グループの「再選」と「新規割り当て」の儀式に関しては、Otto Brokes, *Bericht*, S. 79f.およびBruns, *Der Lübecker Rat*, S. 30f.を参照。
- 27) Zit. Schilling, *Stadtrepublik und Selbstbehauptung*, S. 84.
- 28) Zit. Schilling, *Stadtrepublik und Selbstbehauptung*, S. 84.
- 29) 市長の再任については、Otto Brokes, *Bericht*, S. 80およびBruns, *Der Lübecker Rat*, S. 31を参照。
- 30) Otto Brokes, *Bericht*, S. 80.
- 31) 市参事会官職の任命については、Otto Brokes, *Bericht*, S. 80およびBruns, *Der Lübecker Rat*, S. 31f.を参照。
- 32) Bruns, *Der Lübecker Rat*, S. 27.
- 33) Bruns, *Der Lübecker Rat*, S. 26.
- 34) Bruns, *Der Lübecker Rat*, S. 27f.
- 35) Vgl. Schilling, *Stadtrepublik und Selbstbehauptung*, S. 82.
- 36) Vgl. Rudolf Schlögl, *Interaktion und Herrschaft. Probleme der politischen Kommunikation in der Stadt*, in: Barbara Stollberg-Rilinger (Hg.), *Was heißt Kulturgeschichte des Politischen?* (=Zeitschrift für historische Forschung, Beiheft 35), Berlin 2005, S. 115–128, hier: S. 121f.
- 37) 「乱」の発端は以下のものである。リューベック市参事会が、当時対立関係にあつ

たスウェーデン王国の船舶を抑留したことに對して、スウェーデン国王が市参事会と市民に強い圧力をかけたことで、市内の不安が高まった（1598年）。それへの市民側の対応として、新興商人を中心とした「50人委員会」が結成され、市参事会に對して、スウェーデンとの速やかな交渉開始の他、救貧条令の制定、市民権改革、市民宣誓の形式の変更等を要求した（1599年）。なお、ライザーとは、「50人委員会」の指導者の1人である、法律家 Heinrich Reiser (1566-1629) のことである。Vgl. Graßmann, Lübeckische Geschichte, S. 450f.

- 38) ブローケス自身は法律家であり、商人ではなかったが、1599年に法学的知識を期待されて商人コンパニーに迎えられた。彼の父ヨハネス・ブローケス（1513～1585年）は、リュベックに移住し、富をなした商人であり、市参事会員にも選ばれたが、リュベックの新興層に属していた。Vgl. Asch, Rat und Bürgerschaft in Lübeck, 1598-1669, S. 62.
- 39) 新興層に属するブローケスが、すでに1300年頃にはリュベックに居住していた門閥リュエネブルク家の女性と結婚したことは、他の門閥の反発を買うことになった。とりわけ市長ディートリヒ・ブレイムゼ、ゴットハルト・フォン・ヘーフエレンの恨みは強かった。ちなみにブローケスの結婚の際、アレクサンダー・リュエネブルクとの交渉をとりもったのが、ライザーであり、彼とブローケスは強い盟友関係で結ばれていた。以上のようなリュベックの社会的エリート内の盟友、反発関係は、そのまま「ライザーの乱」における対立関係に移行しており、この点からも同「乱」の性質の一面を見ることができる。Vgl. Asch, Rat und Bürgerschaft in Lübeck, 1598-1669, S. 62f.
- 40) 政治的エリート内の平等の原則は、ハインツ・シリングが唱えた中世後期・近世「都市共和主義」の、構造的要素の1つである。Vgl. Heinz Schilling, Gab es im späten Mittelalter und zu Beginn der Neuzeit in Deutschland einen städtischen „Republikanismus“? Zur politischen Kultur des alteuropäischen Stadtbürgertums (1988), in: Ders., Ausgewählte Abhandlungen zur europäischen Reformations- und Konfessionsgeschichte, hg. v. Luise Schorn-Schütte und Olaf Mörke, Berlin 2002, S. 157-204, hier: S. 202. なお、わが国におけるシリングの「都市共和主義」の紹介として、渋谷聡『『近世的都市共和主義』の展開と終息—神聖ローマ帝国とアーバン・ベルト地帯のはざまから—』、小倉欣一編『近世ヨーロッパの東と西—共和政の理念と現実—』山川出版社、2004年、170～195頁所収がある。
- 41) ベルトン・メラウ著、森田安一・棟居洋・石引正志訳『帝国都市と宗教改革』教文館、1990年、19頁を参照。
- 42) Vgl., Ahasver von Brandt, Die Ratskirche, in: Ders., Geist und Politik in der lübeckischen

Geschichte, Lübeck 1954, S. 83–96, hier: S. 88.

43) Vgl., Brandt, Die Ratskirche, S. 91.

44) Vgl., Brandt, Die Ratskirche, S. 89f.

45) Vgl., Max Hasse, Der Lübecker Rat und die Marienkirche, in: ZVLGA 64, 1984, S. 39–50, hier: S. 40.

46) Vgl., Hasse, Der Lübecker Rat und die Marienkirche, S. 44.

47) Vgl., Hasse, Der Lübecker Rat und die Marienkirche, S. 44f.

48) Schilling, Stadtrepublik und Selbstbehauptung, S. 138.

49) ただしこの儀式にはすでに中世後期の頃から聖職者は参加せず、したがって例えば神聖ローマ皇帝の戴冠式のような、宗教儀式（ミサ）と組み合わされた儀式ではなかった。神聖ローマ皇帝の戴冠式については、今野元『フランス革命と神聖ローマ帝国の試煉—大宰相ダールベルクの帝国愛国主義—』岩波書店、2019年、28～42頁および谷口健治『神聖ローマ皇帝の即位儀礼』大垣書店、2023年を参照。